



司法書士法人 (株)くまもと相続遺言相談センター 小屋松事務所

林田公認会計士・税理士事務所

# 相続・生前対策に関する出張相談会

相談無料

先着12組

相続と相続税のお悩み、疑問を解決します!



開催日時

令和6年9月26日[木]

事前予約制

9:30~11:30

会場

西部公民館・会議室A

熊本県熊本市西区小島2丁目7-1

共催

(株)くまもと相続遺言相談センター・司法書士法人小屋松事務所・林田公認会計士税理士事務所

お問合せ先

TEL.096-372-8500

お気軽にお電話ください(受付時間/平日9:00~18:00)

ご予約は電話か、こちらのQRコードからお申し込みください



2024年(令和6年)4月1日より

## 相続登記が義務化されました



相続登記の義務化

①相続の開始を知り、かつ、所有権を取得したと知った日から3年以内に、所有権移転の登記を申請しなければなりません

②正当な理由がないにもかかわらず申請をしなかった場合には、10万円以下の過料の対象となります

③2024年(令和6年)4月1日以前に発生した相続についても、相続登記は義務となります

## 税理士からのお知らせ

■暦年課税における相続前贈与の加算期間等の見直し

- ①生前贈与の加算期間が段階的に延長され、最大加算期間が3年から7年になります。
- ②延長された期間に受けた贈与のうち100万円については、相続財産に加算されません。

■相続時精算課税制度の見直し

- ①相続時精算課税制度を選択した場合でも、年間110万円以内の贈与であれば贈与税は無税となり、申告も不要となります。
- ②贈与をした土地等が、贈与の日から相続税申告書の提出期限までに災害等により被害を受けた場合、再計算した評価額となります。



相続税に関する以下のお悩みを抱えている方

- ①どのようなものが相続財産になるのかわからない。
- ②相続するといくらぐらい税金がかかるのか気になる。
- ③相続税対策についてどのようなものがあるのか知りたい。
- ④生前贈与の方法について知りたい。



相続登記に関する以下のお悩みを抱えている方

- ①自宅の名義が亡くなった夫または妻の名義のままになっている
- ②相続についてやらなくてはいけないことがあることは分かっているけれども、煩雑で自分だけではできなくて困っている
- ③近くに相続の専門家がないため、相談する機会がなくて困っている
- ④相続人が県外にいるため、手続きをどのように進めていったら良いのか分からない



林田公認会計士・税理士事務所

所長 公認会計士・税理士 林田 展幸

一般的な会計業務や税務業務だけでなく、会計・税務・監査の専門家としてこれまでの経験を活かし、知恵を出してお客様と共に考え、堅実な企業経営、円満な相続や事業承継等、お客様のご要望にお応えできますように心掛け、研鑽を積んでおります。スタッフと共に、企業や個人のお客様の堅実な発展のお手伝いのできたら良いなと思っております。

〒862-0950 熊本市中央区水前寺5丁目1番13号  
TEL.096-387-5670(代) FAX.096-387-4098



(株)くまもと相続遺言相談センター 司法書士法人 小屋松事務所

代表取締役 司法書士・行政書士 小屋松 徹彦

創業43年(設立13年)の老舗司法書士事務所(法人)です。「納得・満足・安心」をモットーに相続・財産管理でお悩みを抱えた熊本の皆様に寄り添い、少しでも不安を解消するため、力を合わせてその方に合った「相続のカチは何か」を追求することを使命とし、全社一丸となって日々取り組んでいます。当法人では、相続専門スタッフが多数在籍し、スピーディーかつきめ細やかな対応を心掛けています。

〒862-0950 熊本市中央区水前寺1丁目4番31号 アヴァンティビル1F  
TEL.096-372-8500(代) FAX.096-372-8501